

平成27年度 職員提案 提案数41件 採用数8件

提案名	提案内容	現状・問題点	効果
職員提案制度の改定	職員提案で採用された案件について、審査委員会が案件ごとに期日を定め、所管課長は期日までに審査委員会へ経過・結果を報告することとする。また、提案者が実現に向けて関わることを希望した場合は、提案者の所属長および案件の所管課長が調整する。審査委員会は所管課長より報告された採用案件の経過・結果の内容を市民および職員へ周知する。	職員提案で採用された案件は、市HPおよび職員ポータルサイト等で市民と職員へ周知している。採用案件の内容ごとに企画政策課より各所管課長へ実現に向けた依頼をしている。また、規程では採用された案件を実施した場合は所属長が企画部長を通して市長へ報告することとなっている。しかし、実施までの期日や実施したことの周知、実施しなかった場合の報告等については何も規程に定められていない。そのため、採用された案件がどのような形で実現されたか、検討された結果実現されなかったかについて、市民および提案者（職員）が知るべきがない。また、採用された内容について一番把握している提案者が実現に向けて関わる仕組みがない。提案し採用されることよりも、実現されることが最も重要であるが、現制度はそのことについて不十分である。	採用された案件の実現に向けて、希望により提案者が関われるようにすることで実現性を高めることができ、市民サービスの向上につながる。また、採用案件がどのような形で実現されたか、またはされなかったかについて周知されることで、提案制度の意義を高めることが出来る。
青梅市ホームページ内における「歴史・伝統・文化情報」ページの新設	青梅市ホームページ内に、歴史・伝統・文化情報ページを設ける。現在の観光情報ページの歴史・伝統・文化版のようなイメージ。青梅市の歴史や伝統・文化について解説し、その地域資源について網羅的かつ総合的に紹介するページとする。	青梅市総合長期計画には、「本市には、歴史・伝統・文化資源が豊富にあります。市民一人ひとりがこれらの恵まれた地域資源に誇りを持ち、これを活用し、生涯にわたって学び、楽しみ、充実した人生を送ることが望まれています。」「都心近郊にありながら、豊かな自然環境に恵まれた立地の特性や歴史・伝統・文化資源など本市が有する地域資源の全てを生かして、快適で文化的なくらしができるまちを目指します。」といった記述がありますが、青梅市がどのような歴史・伝統・文化資源を持っているのか、どの歴史・伝統・文化を地域資源として生かしていこうと考えているのかを調べようと思っても、青梅市ホームページには、それらを紹介したページがありません。青梅市教育委員会のホームページに文化財のリストがありますが、一覧になっているだけで、どのような文化財なのか解説がなく、歴史的、文化的背景がわかりません。	青梅市の歴史・伝統・文化を市内外にPRするとともに、市がどのような地域資源を生かそうと考えているのかをわかりやすく示すことができ、市政への関心を高めることができます。また、「歴史・伝統・文化」という枕詞が先行して、市職員自身、どのような「歴史・伝統・文化」があるのか意識できていない現状を変え、地域資源を生かすという視点を持つための前提となる「どのような歴史・伝統・文化があるのか」を共有化することができ、市職員の意識づけにも寄与し、政策形成に資することが期待できます。
階段付近への案内表示	【出入口等の案内表示】市民の方等が、階段（特に、東側階段）を一階まで降りてきた際、目的の出口（正面または東側）等にスムーズに案内できるような案内表示板（←東側出入口 正面玄関→）の設置。	【出入口等の案内表示】市民の方等が、階段（特に、東側階段）を一階まで降りてきた際、案内表示がないため、どこから出たらいいのか戸惑っている姿を何度か見かけている。	【出入口等の案内表示】市民の方が、階段（特に、東側階段）を一階まで降りてきた際、迷わずスムーズに希望する出入口（正面玄関または東側出入口）に向かうことができる。
青梅市ロケーションマップの作成	市内でドラマや情報番組等でロケーションに使用されたスポットをマップ化したものを観光マップに盛り込む、別紙を付ける、観光協会ホームページで公開する等して紹介する。	現在観光協会のホームページでロケ実績として公開しているところだが、わかりやすくマップ化されているものは無い。市外観光者のみならず、市民へ周知し市のPRへつなげる。また、更なるロケーションサービス利用促進を図る。	市のPR、ロケーションサービス利用促進
健康課事業 健康まつりへの実施提案	生活習慣病予防、介護予防のために市民が個人や家族またはグループで取り組んでいる健康づくりについて、文章や写真、展示等によって健康まつりで発表する。優れているものは表彰する。例えば、禁煙して健康になった、ウォーキングをして健康になった、親子で習慣になった健康づくり、介護予防(要介護状態にならない)のためにグループで体操等の健康づくりをしている等。	現状は、体力測定や市で企画した健康教育の様な受け身の催しである。高齢者の参加も少ない。市民が健康づくりをしていることを発表したり、行政(市)がそれを取り上げて評価することがない。高齢者が確実に増えており、市民が元気で生き残るためには、自主的な健康づくりや精神的な支えとなるような市の取組も必要と考えます。健康課のみでなく他課の協力があれば、業務の負担は緩和されると思います。表彰基準をどうするか、応募(手を挙げる市民)が居なければ声掛けも必要といった課題も考えられます。	1、発表者の家族や知人が参加し年齢層も幅広くなり参加者が増える。 2、市民の参考になり、今まで取り組んでいなかった人へのきっかけ作りとなる。 3、発表者には自分の振り返りと次の取組への意欲に繋がる。 4、市民の取組を行政が取り上げて評価するので、市民の健康づくりへの意識が高まる。 5、市民の健康づくりの一部が把握できる。 6、介護を受ける必要のない自立した元気な高齢者が増えるので介護保険を利用する人が減り、個人が介護保険の利用料を負担する必要がなくなる。
霞川沿いの遊歩道に距離表示を設置する	霞川沿いの遊歩道に距離表示を設置することで、散歩やランニングをする人の距離の目安となる。	霞川沿いの遊歩道を、散歩やランニングする人を多くみかける。しかし、距離表示がなく、自分がどれくらい歩いたのか、走ったのかわからない。	距離表示をすることで、歩いたり、走ったりする距離の目安となり、時間を計測したり、自分の体調に合わせ、距離を延ばしたりすることができることになり、運動意欲向上につながる。
ふるさと納税のお礼の品に総合病院のPET検診を加える	平成27年度から本市においてもふるさと納税制度を拡充し、成果を上げている。しかし、平成26年度第3回の職員提案において、「特典の具体的な中身として、特産品の他にも青梅市ならではのメニューを提案し、市をPRする取組にも及んでいる。よって、特典内容の工夫面を評価し採用とする。」となっているものの、現在のお礼の品に目玉になるものが、タオルや酒といった特産品が中心であり、なかなか青梅市ならではのメニューを加えることができていない。そこで、他市ではなかなか対応ができない、市立総合病院でのPET検診を加えることで話題性を高め、青梅市への関心を高めてもらい、他のメニューの利用の拡大、ひいては寄付の拡大につながると考える。さらには御岳山での宿泊等とコラボレーション等も考えられる。また、市民の方でも総合病院でPET検診を行っていること自体を知らない人も多く、PET検診については広報おうめに掲載するほか、広告は年4回西多摩新聞に掲載しているだけである。ふるさと納税に注目が集まっている今だからこそ、PET検診を宣伝する材料になり、ふるさと納税者以外の方の利用も増えることで病院事業収益の増加も期待できる。さらに、「第6次青梅市総合長期計画」の第5章において、「予防・健康づくり」が目標となっており、こうした市民の方の利用は「予防・健康づくり」にも貢献が可能である。この点は、課題提案の「健康寿命の延伸につながる健康増進策」としても有効である。なお、PET検診をふるさと納税の品として実施している団体は5団体（平成27年12月現在）であるが、多くは地方都市であり、関東近県は1市（千葉県いすみ市）のみであり、地の利から他団体よりは有利であると考えられる。※ PET検診：がんを検査する方法の一つ。早期発見のため、特殊な検査薬でがん細胞に目印をつける検査。従来の検査にくらべて、ずっと小さな早期がん細胞まで発見することが可能です。	平成27年度から本市においてもふるさと納税制度を拡充し、成果を上げているが、さらに寄付の拡大を図るためには、全国の多数の団体の中から選んでもらうための目玉となる品が必要であると考える。問題点としては、現在、PET/C T検診は77,000円PET/C Tがん検診は123,000円と高額であり、現在の還元率（約3割）では高額寄付が必要となるため、ある程度還元率の見直しも必要になると考える。	青梅市としては、ふるさと納税実施団体の中で青梅市に対する注目が高まり、他のメニューの利用拡大、寄付の拡大につながる。病院としては、PET検診の広告効果によりPET稼働率が高まり収益の増加に貢献ができる。市民の方にとってはPET検診により予防や健康づくりに貢献できる。
庁舎出入り口自動ドアの表示について	庁舎正面入口、南出入口、東出入口の自動ドアに夜間、休日の出入り口（夜間受付）の場所を案内する表示を付ける。暫定的には立て看板でもいいが、宿直職員の手間を考えると、自動ドア扉に張り付けたほうがいいと考えます。（例）正面：「夜間・閉庁日は左向き矢印」や「夜間・閉庁日は左側にある夜間受付へお回りください。」東入口：「夜間・閉庁日は庁舎の反対側（西側）の夜間受付にお回りください。」	来庁者に対する駐車場や周辺道路からの案内は、動線が正面入口に向かっているが、夜間、休日に夜間受付に気付かず正面入口まで来てしまうと、夜間受付の場所がどこなのか分かりにくい。夜間、休日に正面入口の前でうろろしている人を見かけることがある。同様に南入口、東入口の前にいる人もいる。正面入口前から携帯で宿直に電話してくることもあるそうです。	来庁者が入口を迷うことがなくなり、時間を無駄にすることがなくなる。宿直の無駄な電話対応が減る。一度シールで貼ってしまえば、その後の経費はかからない。